軽自動車税の減免

身体に障害のある人や、重度の精神障害のある人が所有している軽自動車は、一定の条件により、申請によって1人1台に限り、軽自動車税が減免されます。

4月1日現在で、満18歳未満の身体に障害のある人や精神に障害のある人と生計を同じくする人が、所有する軽自動車も対象となります。

なお、自動車税の減免を受けている人は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

軽自動車税の減免を希望する人は、印鑑、障害者手帳、運転免許証を持参の上、4月23日（木）までに、市税務課、各支所、出張所で減免申請をしてください。申請書は、それぞれの場所にあります。

■変更点

昨年度減免申請をした人で、減免申請内容に変更のない場合は、本年度より申請書を提出する必要はありません。

車を替えた人、障害の等級などが変わった人、運転者を変える人などは、申請が必要になります。

■問い合わせ・申請先
市税務課
☎0869−22−1114

市税の口座振り替えは3月中旬までに手続きを

市税の口座振り替えを平成21年度第1期分（4月30日納期限）から希望する人、今までとは別の口座で引き落としを希望する人は、3月中旬までに次の要領で手続きをしてください。

市税務課、各支所、出張所、市内の金融機関のいずれかの窓口に、口座番号の確認できるものと通帳印を持参の上、市税口座振り替えの手続きをお願いします。

※3月26日（木）市税務課到着分まで処理できます。

■問い合わせ先
市税務課
☎0869−22−2464

廃車手続きは3月末までに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。廃車する人は、早めに手続きをしてください。なお、車種によって、手続き場所が異なりますのでご注意ください。

車　　種	手続き場所	手続きに必要なもの
軽自動車 （乗用・貨物）	岡山市久米177−3 軽自動車検査協会岡山事務所 ☎086−245−3600	印鑑、検査証、住民票 ナンバープレート（廃車時）など
軽二輪・自動二輪 （125ccを超える二輪車）	岡山市藤原24−1 中国運輸局　岡山運輸支局 ☎086−273−2111	変更内容により必要なものが異なりますので、事前にそれぞれのところへ確認されることをお勧めします。
原動機付自転車 （125cc以下の二輪車） 小型特殊自動車 （農耕用・その他）	瀬戸内市役所税務課 ☎0869−22−1114 牛窓支所 長船支所 裳掛出張所	・名義変更（市内同士の場合） 印鑑、譲渡証明書または 名義変更届 ・廃車 印鑑、ナンバープレート

心身障害児・心身障害者福祉年金の申請はお済みですか？

次の支給要件に該当する人で、平成20年度の申請をしていない人は、3月16日（月）までに手続きを行ってください。

▼支給要件

□心身障害児

平成20年4月1日までに手帳を取得し、平成20年4月1日以前に引き続き1年以上市内に居住している20歳未満の人で、次のいずれかに該当する人

ただし、児童福祉施設等に入所している人は該当になりません。

①身体障害者手帳1〜4級を所持している人
②療育手帳を所持している人
③精神障害者保健福祉手帳1〜2級を所持している人

□心身障害者

平成19年4月1日までに手帳を取得し、平成19年4月1日以前に引き続き1年以上市内に居住している20歳以上の人で、当該障害について支給される公的年金の給付を受けてなく、次のいずれかに該当する人

ただし、「らい予防法の廃止に関する法律」の規定による国立ハンセン病療養所に入所している人は該当になりません。

①身体障害者手帳1〜4級を所持している人
②療育手帳を所持している人

▼申請手続きに必要なもの

・申請書（窓口備え付けのもの）
・印鑑
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
・本人名義の通帳
・公的年金受給中の人は、受給している公的年金の証書等

■問い合わせ・申請先

市福祉課
☎0869−26−5943
市保健福祉部邑久分室
☎0869−22−1810
市牛窓支所
☎0869−34−3431
市裳掛出張所
☎0869−25−0004

ももっこカード
更新手続きをお忘れなく！

県と市町村では、社会全体で子どもたちの成長や子育てを応援するため、企業との連携・協働により、ももっこカード事業に取り組んでいます。

これは、妊娠中の人や小学校6年生までの児童を持つ家庭に対し、ももっこカードを交付。協賛店を利用したときにカードを提示することで、各協賛店が独自に設けた「割引」や「プレゼント」などの、子育て支援サービスが受けられるものです。現在では、1,700を超えるお店が協賛。

現在使用しているももっこカードの有効期限は、3月31日です。引き続き対象家庭にご利用いただくため、新しいカードへの更新を行います。

更新方法については、小学校、幼稚園および保育園に通学・通園している子どもを持つ家庭には、学校や園を通じて交付。その他の家庭については、市役所窓口にて新しいカードを交付しますので、申請手続きをしてください。

▶受付窓口　市子育て支援課（ゆめトピア長船内）、市保健福祉部邑久分室、市牛窓支所、市裳掛出張所

なお、協賛店舗については、県のホームページや専用携帯電話ＷＥＢサイトにて店名、住所、サービス内容を公開していますので、ご覧ください。

＊上記のQRコードを携帯電話で読み取り、サイトへ接続してください。

■問い合わせ先
市子育て支援課　☎0869−26−5946